

## は　じ　め　に

昭和49年6月ベネズエラの首都カラカスに端を発した国連海洋法会議に提唱された経済水域200海里問題は51年4月にアメリカ合衆国が次いで12月にソ連が漁業専管水域200海里という形で52年3月1日から実施に踏切り世界のうち30数ヶ国が宣言するに至り、海洋法会議の議決を待つ迄もなく今や、200海里水域は世界の常識となるに至った。

わが国は諸種の事情から領海を12海里に延長するに止まり、200海里宣言を戸惑っているが、事の如何にかゝらず、わが国水産業の危機は避けるべくもない現状にある。

この難局に対処するには強力な外交体制を確立することは云うまでもないが、他国の制約を受けない海域における資源および漁場の開発未利用資源の活用、沿岸漁場の再開発と高度利用が必須の要件である。この意味において今後の試験研究はこれらの課題遂行に集約し、スピーディに研究を推進し成果を高めなければならないと考える。

幸に50年度から進めている沖合養殖基本施設の開発研究は順調に推移しており、外海における養殖の飛躍的發展も夢ではなくなる見通しを得たので沿岸漁業停滞の突破口として強力に研究を進め度いと考えている。

行政需要の増大と研究職員の不足、老令化に悩まされている現状であるが、200海里時代に対応して創意工夫と各般の協力を得てこの危難を乗り越えていきたい。

関係各位の絶大な指導と援助を切にお希がいたしたい。

昭和50年3月

青森県水産試験場長

馬　場　勝　彦